

いわみざわ地域交流センター条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

施設利用者の適正な経費負担の観点から使用料の改定を行う。

併せて、「2人部屋」について、現在、ベッド設備等の差異に応じた2つのグレード設定をしているが、これらを条例中に規定する。

第2 改正の内容

(1) 別表中、宿泊に係る使用料を改定するとともに、部屋名を変更する。

現行		改正後	
<u>2人部屋</u>	<u>1人1泊</u> <u>10,450円</u>	<u>コンパクトダブル</u> <u>1人1泊</u> <u>15,600円</u>	
		<u>スタンダードツイン</u> <u>1人1泊</u> <u>16,500円</u>	
デラックスツイ ン	1人1泊 <u>12,100円</u>	デラックスツイ ン	1人1泊 <u>20,900円</u>
コテージ(ホワイ トバーチ及びシ ルバーパイン)	1泊 <u>44,000円</u>	コテージ(ホワイ トバーチ及びシ ルバーパイン)	<u>1室1泊</u> <u>66,000円</u>
(同表備考) 7 <u>2人部屋</u> を1人で使用する場合は、 <u>2,200円</u> 以内の使用料を加算する。		(同表備考) 7 <u>コンパクトダブル、スタンダードツイン</u> 及び <u>デラックスツイン</u> を1人で使用する場合は、 <u>12,100円</u> 以内の使用料を加算する。	
8 コテージの使用については、3人以内とする。ただし、3人を超えて使用する場合は、3人を超える1人につき <u>11,000円</u> 以内の使用料を加算する。		8 コテージの使用については、3人以内とする。ただし、3人を超えて使用する場合は、3人を超える1人につき <u>16,500円</u> 以内の使用料を加算する。	

(2) 別表中、入館に係る使用料を改定する。

	現行	改正後
入館（入浴を伴うものに限る。）	1人当たり <u>830円</u>	1人当たり <u>1,200円</u>

第3 施行期日

令和7年4月1日

岩見沢市条例第29号

いわみざわ地域交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月13日

岩見沢市長 松野 哲

いわみざわ地域交流センター条例の一部を改正する条例

いわみざわ地域交流センター条例（平成6年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

宿泊	2人部屋	1人1泊 10,450円
	デラックスツイン	1人1泊 12,100円
	コテージ（ホワイトバー チ及びシルバーパイン）	1泊 44,000円
	入館（入浴を伴うものに限る。）	1人当たり 830円

」

を

「

宿泊	コンパクトダブル	1人1泊 15,600円
	スタンダードツイン	1人1泊 16,500円
	デラックスツイン	1人1泊 20,900円
	コテージ（ホワイトバー チ及びシルバーパイン）	1室1泊 66,000円
入館（入浴を伴うものに限る。）		1人当たり 1,200円

」

に改め、同表備考第7項中「2人部屋」を「コンパクトダブル、スタンダードツイン及びデラックスツイン」に、「2,200円」を「12,100円」に改め、同表備考第8項ただし書中「11,000円」を「16,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後のいわみざわ地域交流センター条例別表宿泊の部及び入館（入浴を伴うものに限る。）の部の規定は、施行日以後の宿泊分及び入館分について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和6年12月31日までの間に予約が行われた宿泊分については、この条例による改正前のいわみざわ地域交流センター条例別表宿泊の部の規定を適用する。